

大阪体育大学における物品等購入等契約に係る取引停止等の取扱基準

(目的)

第1条 大阪体育大学(以下、本学という)における物品等の購入及びそれらに係る修理、役務その他の契約(以下、購入等契約という)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準における物品等とは、教育研究用備品、図書、消耗品(ソフトウェア、雑誌等を含む)、印刷物、それらに係る修理、及び役務をいう。

- 2 この基準において「取引停止」とは、購入等契約に係る商取引の停止をいう。
- 3 この基準において「本学職員」とは、本学に所属する教職員及びその他関連する者(非常勤を含む。)をいう。
- 4 この基準において「購入等契約」とは、学校法人浪商学園調達規程第13条第1項第1号に定める100万円未満の契約書を省略する取引を含むこととする。

(取引停止の措置)

第3条 本学学長及び大学事務局長(以下、調達責任者等という)は、本学と購入等契約を行おうとするもの(以下、業者という)が、別表に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの基準の定めるところにより期間を定め、当該業者との購入等契約に係る取引停止を行うものとする。

- 2 調達責任者等は、取引停止等の措置を講じた場合は、発注権限を有する者に対し当該措置の内容を通知するものとする。
- 3 取引停止の対象とする事案は、原則として公的機関からの通知によるもののほか、新聞の報道等により知り得たものとする。
- 4 本学職員は、本学の契約の相手方である業者が次の各号に掲げる事項に該当することを知り得た場合、速やかに大学事務局長に報告しなければならない。
 - (1) 別表に定める措置要件に定める事項に該当する場合。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、本学に不利益を与え、または社会的信用を損なう行為を行った場合。
- 5 調達責任者等は、別表各号の措置要件に該当する事案を、当該措置要件に規定する期間を長期に経過した後知り得たときは、取引停止措置は講じないものとする。ただし、当該事案が極めて悪質で、取引停止措置を講じる必要があると認めたときはこの限りでない。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の最短期間及び最長期間の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の最短期間及び最長期間とする。

- 2 業者が取引停止の期間中または当該期間の終了後3か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号の定める短期の2倍の期間とする。
- 3 調達責任者等は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。
- 4 調達責任者等は、取引停止中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(発注等の取消し)

第5条 発注権限を有する者は、取引停止された業者について、現に、発注を行い、または見積書の提出を依頼している場合は、当該発注等を取消すことがある。

(取引停止期間中の下請等)

第6条 調達責任者等は、取引停止の期間中の業者が本学との契約内容の全部または一部を下請することを認めないこととする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始の前に下請している場合は、この限りではないものとする。

(警告または注意の喚起)

第7条 調達責任者等は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができるものとする。

(改廃)

第8条 この基準の改廃を行うときは、調達責任者の承認を得なければならない。

附則

この運用基準は、平成26年12月1日より施行する。

別表(第3条・第4条関係)

取引停止の措置基準

措置要件	取引停止期間		
	開始日	最短期間	最長期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 本学発注の購入等契約(以下、本学発注契約という)において、本学に提出した資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不相当であると認められるとき。</p>	当該認定をした日	1か月	6か月
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2. 本学発注契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたとして認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	当該認定をした日	1か月	6か月
<p>(契約違反)</p> <p>3. 前号に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき</p> <p>ア 公害及び危険防止対策が不良のとき</p> <p>イ その他本学職員または検査職員の指示に従わないとき</p> <p>(2) 履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 60日以上</p> <p>イ 30日以上60日未満</p> <p>ウ 30日未満</p> <p>(3) 前各号に掲げる以外の場合</p>	当該認定をした日	1か月 1か月 1か月 1か月	3か月 3か月 2か月 3か月
<p>(公衆損害事故)</p> <p>4. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、または損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 死亡者を出し、または火災等により重大な損害を与えたとき</p> <p>(2) 負傷者を出し、または(1)に至らない損害を与えたとき</p>	当該認定をした日	2か月 1か月	6か月 3か月

<p>(履行関係者事故)</p> <p>5. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき</p> <p>(1) 死亡者を出したとき</p> <p>(2) 重傷者を出したとき</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>1か月</p> <p>1か月</p>	<p>2か月</p>
<p>(贈賄)</p> <p>6. 次に掲げる者が本学の教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下、代表役員等という。)</p> <p>(2) 業者の役員またはその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で、(1)に掲げる者以外の者(以下、一般役員等という。)</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下、使用人という。)</p> <p>7. 次に掲げる者が官公庁その他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>4か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>3か月</p> <p>2か月</p> <p>1か月</p>	<p>12か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>9か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8. 次に掲げる者が本学発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下、独占禁止法という。)第 3 条または第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>3か月</p>	<p>9か月</p>

<p>9. 次に掲げる者が官公庁その他の公共機関の発注契約において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下、独占禁止法という。)第3条または第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>2か月</p>	<p>9か月</p>
<p>(談合等)</p> <p>10. 次に掲げる者が本学発注契約における談合または競争発注妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>3か月</p>	<p>12か月</p>
<p>11. 次に掲げる者が官公庁その他の公共機関の発注契約における談合または競争発注妨害の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人</p>	<p>当該認定をした日</p>	<p>2か月</p>	<p>12か月</p>
<p>(補助金の不正受給を目的として不正行為)</p> <p>12. 業者が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、補助金適正化法という。)第29条若しくは第30条または詐欺罪の容疑により逮捕または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日</p>	<p>2か月</p>	<p>12か月</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>13. 前各号に掲げる場合のほか、業務(個人の私生活上の行為以外の業者の業務全般)に関し不正または不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検または公訴を提起されたとき</p>	<p>当該認定をした日</p>		

<p>ア 受注資格者またはその役員その他相当の責任の地位にある者(以下、受注資格者等という)が該当するとき</p> <p>イ その他の使用人が該当するとき</p> <p>(2) 受注資格者等が脱税行為により逮捕、書類送検または公訴を提起されたとき</p> <p>(3) 受注資格者等が業務関連法令に重大な違反をしたとき</p> <p>(4) 本学に対し架空請求または納品の事実を偽るなどの不正行為を行ったとき</p> <p>(5) 本学の受注競争参加に際し、担当職員の指示に従わなかったとき</p> <p>(6) 本学の受注競争参加に際し、受注決定後、受注参加者の責めにより契約を辞退し、信頼関係が損なわれたとき(受注決定留保中の辞退も含む。)</p>		3 か月	9 か月
<p>(その他)</p> <p>14. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、または禁固以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>15. 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日</p>	1 か月	9 か月
<p>調達責任者等が認定する期間</p>			